

日本司法支援センター評価委員会運営規則

総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号）第10条の規定に基づき、日本司法支援センター評価委員会運営規則を以下のように定める。

（総則）

第1条 日本司法支援センター評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）及び総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号。以下「施行令」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

（Web会議システムを利用した委員会への出席）

第3条 委員（臨時委員及び専門委員を含む。以下同じ。）は、交通、健康又は業務上の事情により会場に参集することが困難であることその他の正当な事由があり、相当であると委員長が認めるときは、Web会議システム（映像及び音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 Web会議システムを利用する方法による出席は、施行令第7条第1項及び第2項に規定する出席に含めるものとする。

3 委員がWeb会議システムを利用する方法によって会議に出席した場合において、当該会議の開始後に、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明が相互に可能な状態にあると委員長が認めるときは、当該委員は、当該会議に出席しているものとみなす。

（Web会議システムを利用した出席に関する留意事項）

第4条 Web会議システムを利用して会議に出席する者は、それ以外の者に会議の映像及び音声を視聴させてはならない。

（議決の特例）

第5条 委員長は、やむを得ない事情により委員の過半数が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に委員会の議決を経る必要があると認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

（議事録の作成・公開）

第6条 議事録は、委員長が作成する。

2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。

- 3 会議の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

(部会)

第7条 部会の名称及び所掌事務は、委員長が委員会に諮って定める。

- 2 委員は、施行令第6条第2項の規定により属することとされた部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 部会長は、部会の議事について、委員会に報告するものとする。ただし、施行令第6条第6項の規定に基づき委員会があらかじめ定めた事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、委員長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 4 部会の議事については、前5条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月19日から施行する。